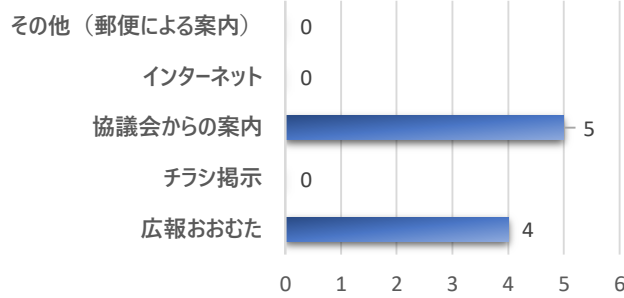
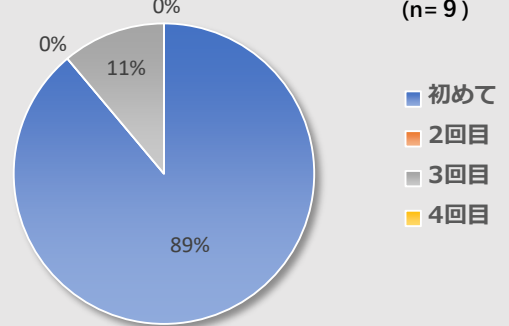


(1) 相談会はどのようにして知りましたか (n=9)



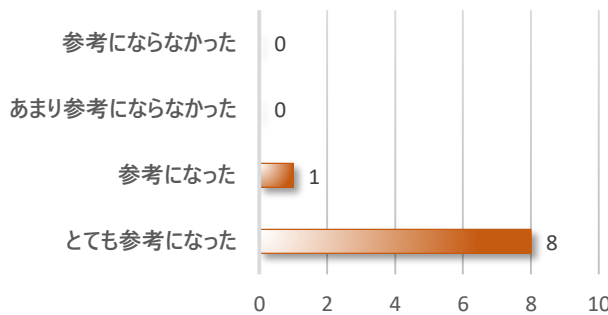
開催周知については協議会からの所有者への郵便案内と広報おむたが効果的である。アンケートには有明新報なども入れたほうが良いと思われるが、次回以降の効果的な周知方法の検討が必要である。

(2) 今回の相談会は何回目の参加ですか？ (n=9)



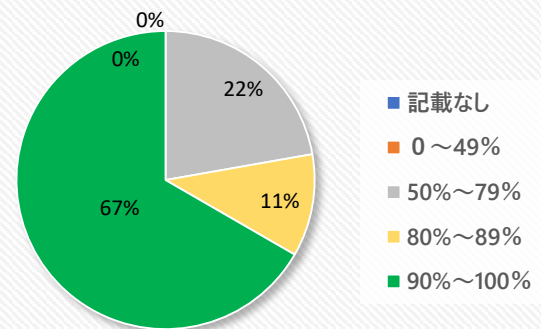
今回の相談者は、「初めて相談する」が9割を占めた。これまでは利活用可能者に対して郵送していたが、今回売却意向の所有者に開催案内した結果と思われる。

(3) 相談会の対応はいかがでしたか？ (n=9)



対応については、毎回「とても参考になった」との意見が多数を占める。相談対応する専門職のスキルの高さがうかがえる。

(5) 今日の相談会の満足度を教えてください (n=9)



満足度については、8割弱の方から80%以上の評価を得ている。今回は70%～100%と記載されたが、複雑な問題を抱えている場合、解決の糸口が見えなかった人にとっては、評価が低いと推測される。

(3) 相談会の対応はいかがでしたか？（自由記述）

・相続登記について法務局の相談（TELのみ）やリーフレットで調べてもなかなか不明瞭な点が多かったが、疑問点が改善されとても助かりました。

(4) 相談会について気づかれたことを何でもご記入ください。（自由記載）

・具体的な内容になると、断言を避けられる相談会が多い中、「この空き家は、・・・」と、こちらの質問・疑問に対して分かりやすく説明していただき、本当に良かったです!! また、私が気づいていない点へのアドバイスも行政・司法書士の立場から指摘を頂きとても助かりました。ありがとうございました。

・説明がわかりやすく、参考になりました。有難うございました。

・話を丁寧に聞いていただき、やさしくご指導いただきました。ありがた気持ちでいっぱいです。満足度120%

【雑感】

・今回の相談会の特徴は、「初めて相談会に参加した」という相談者（あえて、所有者ではなく相談者と記載）が多かったことである。昨年までは令和2年に行った空き家所有者意向調査の中から、活用意向等のある所有者をターゲットに開催案内を送っていたが、今年度は売却や解体意向の相談者にも案内したことが要因と考えられる。

・相談内容では、売却しようと思っているが、親の名義のままとなっており、相続による所有権移転がなされていないケースが散見された。なかには相続対象者が孫に及んでいるケースや連絡が取れない親族がいたり、売却するためには、こうした相続の整理から始めることが求められるため、司法書士の存在は欠かせない。

・空き家は、今どうにかしなければ！という切迫感がないのが現状である。しかしながら、時間がたてば経つほど問題が複雑化高度化することが言える。今回の相談会を受けて、改めて空き家所有者（固定資産税を払っている人）に対して、空き家が抱える様々な問題を、広く市民に周知することの必要性を感じた。